

# 新潟工業短期大学GPA制度運用規程

制 定 平成30年4月1日

最新改正 令和元年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、新潟工業短期大学（以下「本学」という。）におけるGrade Point Average（以下「GPA」という。）制度に関し必要な事項を定めることにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(GPAの活用)

第2条 GPAは、本学学則（以下「学則」という。）第58条及び第59条第3項第2号に定める学生の表彰及び懲戒の判断に用いることができる。

2 学則第27条第2項に定める所定の単位を優れた成績をもって習得した学生に対して履修科目の登録の上限を超えた登録を認める判断に用いることができる。

3 選択科目において授業科目履修者に求められる成績水準の設定に、特定科目によるGPAを用いることができる。

(評価及びGP)

第3条 学則第33条及び授業科目履修等に関する規程第15条に定める成績の評価（以下「評価」という。）に与えられるGrade Point（以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評 定	評 定 点	G P	単位の認定
秀	90点以上	4.0	合 格
優	80点以上、90点未満	3.0	合 格
良	70点以上、80点未満	2.0	合 格
可	60点以上、70点未満	1.0	合 格
不可	60点未満	0	不 合 格

(GPAの種類と算出方法)

第4条 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）の二種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

3 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

4 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{在学全期間に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA対象授業科目)

第5条 GPA対象授業科目は、本学において、5段階評価によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 GPAの算定にあたっては、GPA対象授業科目のうちから、GPA利用の目的に照らし、適切な方法をもって選択し、または除外することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

- (1) 学則第30条、第31条、及び第32条の規定により、本学において修得したものとみなした授業科目
- (2) 所定の期日までに学生から履修取消の申し出があり、履修取消を許可した授業科目
- (3) 学長が指定した授業科目

(再履修科目の取扱い)

第6条 「不可」と評価された授業科目で、のちに再履修によって「可」以上の評価を得た場合は、以前の「不可」と評価された授業科目のGP及び単位数を累積GPA対象授業科目から除くものとする。

2 前項の規定は、学期GPAには適用しない。

(成績証明書への記載)

第7条 学期GPA及び累積GPAは、原則として成績証明書に記載しない。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日前日現在に在学する者については本学において既に修得済みの科目の成績についても算出する。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。ただし、施行日前日現在に在学する者については本学において既に修得済みの科目の成績についても算出する。